

(組合会の傍聴)

第 20 条 組合員は、組合会を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する議決があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りではない。

(附 則)

1. 第 18 条の規約を第 20 条に変更し、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用とする。
2. 第 1 項に「又は会議システムにより組合会を開催したとき」を加え、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。